

吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業実施要領

	平成18年 3月29日付け17林整研第965号
	林 野 庁 長 官 通 知
一部改正	平成19年11月 7日付け19林整研第708号
最終改正	平成20年 3月31日付け19林整研第1297号

第1 趣旨

林業・木材産業等振興対策事業実施要綱（平成17年3月23日付け16林政経第161号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業の実施については、実施要綱に定める事項のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の内容及び実施

実施要綱第3の(1)のエに規定する吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業の具体的内容は、森林吸収源対策としての森林整備を推進するため、地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業グループや指導林家を始めとする普及指導協力員等が行う施業意欲の低下した森林所有者に対する働きかけ、林況調査、研修、施業技術の現地実証等への支援を行う次の事業とする。

1 活動強化推進

林業グループ等の活動の円滑化を図るため、事業活動の推進方法及び資料内容を検討するとともに、現地指導等を行う次の事業とする。

(全国レベルでの取組)

ア 事業活動の効果的な推進方法、配布資料の内容等について、林業関係者、学識経験者等による検討委員会を開催する。

イ 林業グループの各都道府県組織等を対象に、推進活動のための研修会及び活動状況の意見交換会等を開催する。

ウ 情報提供冊子及び活動状況報告書を作成・配布する。

(ア) 冊子等の作成に必要な情報の調査・収集等

(イ) 冊子等の作成と全国の関係機関への配布

エ 林業グループの各都道府県組織等を対象に現地指導を行う。

オ 都道府県レベルでの取組及び2の個別林業グループの現地活動を支援する。

(都道府県レベルでの取組)

ア 都道府県内の林業グループを対象に、推進活動のための研修会及び活動状況の意見交換会等を開催する。

イ 都道府県内の林業グループを対象に、現地指導や視察、研修等を実施する。

2 個別林業グループの現地活動

個別の林業グループ及び会員である女性林業者や高齢者等が地域の施業意欲が低下している森林所有者を対象に、施業実施及びその集約化を推進するため、次の活動を行う。

ア 林業グループ等が、効率的かつ効果的な活動を行うため、働きかけの対象、活動の

時期、場所、方法、連携する事業体、普及指導協力員等を具体的に明示した年間行動計画を作成する。

イ 吸収源対策等のための森林整備の重要性・必要性について、次のとおり情報提供を行う。

(ア) 提供情報資料の作成等

(イ) 情報提供のための戸別訪問又は説明会の開催

ウ 施業意欲を引き出すため、次のとおり現地確認を行う。

(ア) 森林所有者と現地森林（林況・境界等）の確認

(イ) 森林所有者への施業方法等の現地指導

エ 施業実施を促進する観点から、長伐期施業、複層林施業等の多様な森林整備、施業の集団化、路網と高性能林業機械の一体的な組合せによる低コスト・効率的な施業実施を促進するための次の研修会の開催、指導等を行う。

(ア) 現地研修会・学習会等の開催

(イ) 現地調査・視察研修

(ウ) 現地実証の実施やおおむね1haを超えない範囲内での展示林の整備

(エ) 経営及び技術指導

(オ) 施業実施を促進するための経営・技術指導等に必要の簡易な資機材の整備

第3 事業計画

実施要綱第4に定める事業計画の承認申請及び変更承認申請については、吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業費補助金交付要綱（平成18年3月29日付け17林整研第966号農林水産事務次官依命通知）に定める補助金交付申請をもって代えるものとする。

第4 補助対象経費

実施要綱第6に規定する国の助成措置に係る補助対象経費は、別表1のとおりとし、補助対象経費の範囲及び算定方法については、別表2のとおりとする。

第5 助成金交付規程の承認

事業実施主体は、本事業の助成金の交付に係る規程を林野庁長官に提出し、その承認を受け、当該助成金交付規程に基づき助成金の交付を行うものとする。また、当該事業に係る手続、様式等の細則は、別途事業実施主体が定めるものとする。

第6 報告

実施要綱第8に定める報告については、吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業費補助金交付要綱に定める補助金実績報告書をもって代えるものとする。

また、林野庁長官は、これらの報告書の提出に当たって、本事業の補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、提出を求めることとする。

別表 1

事業名	区分	補助対象経費
吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業	1 活動強化推進 (全国レベル) (都道府県レベル)	(全国レベル) ア 賃金 イ 技術者給 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 使用料 ク 賃借料 (都道府県レベル) ア 賃金 イ 技術者給 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 使用料 ク 賃借料 ケ 資機材整備費
	2 現地活動	ア 賃金 イ 技術者給 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 使用料 ク 賃借料 ケ 資機材整備費

別表 2

補助対象経費	範囲及び算定方法
1 技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額とする。</p> <p>また、日当たり単価の算定にあつては、基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とする。（算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まれない。）</p>
2 賃借料	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事務機器及び情報機器等の借上げに必要な経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料は含まれない。）</p>
3 需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる印刷製本費、消耗品費、資材購入費、会議費等の経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）</p>
(ア)印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。</p>
(イ)消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p>
(ウ)資材購入費	<p>事業を実施するために必要となる苗木代、鉋、鎌等の調達に必要な経費とする。</p>
(エ)会議費	<p>事業を実施するために必要となる会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費とする。</p> <p>なお、事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象とならない。</p>
4 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p>
5 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。</p>

6 旅費	事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せの実施に必要な経費とする。
7 役務費	事業を実施するために追加的に必要となる原稿料、通信運搬費等の経費とする。
(ア)原稿料	事業を実施するために必要となる情報を取りまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。
(イ)通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払等に必要となる経費とする。
8 使用料	事業を実施するために追加的に必要となる会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。(通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。)
9 資機材整備費	事業を実施するために追加的に必要となる資機材の整備に係る経費とする。